

令和7年12月12日 公布

背景・必要性

- 豪雨等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、**洪水や高潮の危険性について、住民や水防関係者へのより明確で、きめ細かな周知が求められている**
- **洪水・高潮の観測・予測等に関する技術の進展**（※1）を踏まえ、洪水及び高潮の予報・警報の高度化や水災による危険を住民や水防関係者に迅速に周知する体制の強化により、**水災による被害の軽減を図る必要がある**
(※1) 監視カメラ等の観測網の整備拡大、洪水の予測手法の高度化、波の打上げ高の予測モデルの構築等
- 加えて、情報通信技術の進展等により、日本国内に向けて不適切な気象等の予報業務を行う外国法人等が現れていることから、**外国法人等による予報業務に関する規制を強化する必要がある**

令和6年7月の大河による氾濫事例
(石沢川(秋田県))



平成30年の高潮による大阪湾の浸水事例
(兵庫県神戸市)



法律の概要①

1. 洪水に係る情報提供体制の強化 [気象業務法・水防法]

- 気象庁は、「洪水による重大な災害の起こるおそれがある場合」に、**洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、洪水の特別警報を新たに実施**
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（指定河川の水位の変動・施設の損壊状況等）**を提供**
- 洪水による氾濫が迫っていることを気象庁や水防関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に**通報**

令和元年東日本台風（千曲川（長野県））
大雨特別警報が大雨警報に切替えられた後
住民が避難先から自宅に戻り孤立・救助



法律の概要②

2. 高潮の共同予報・警報の創設 【気象業務法・水防法】

- 予測技術の進展を踏まえ、国土交通大臣が指定した海岸（※2）において、**国土交通大臣・気象庁長官・都道府県知事が共同して、波の打上げの要素を加味した高潮の予報・警報を新たに実施**

（※2）高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸

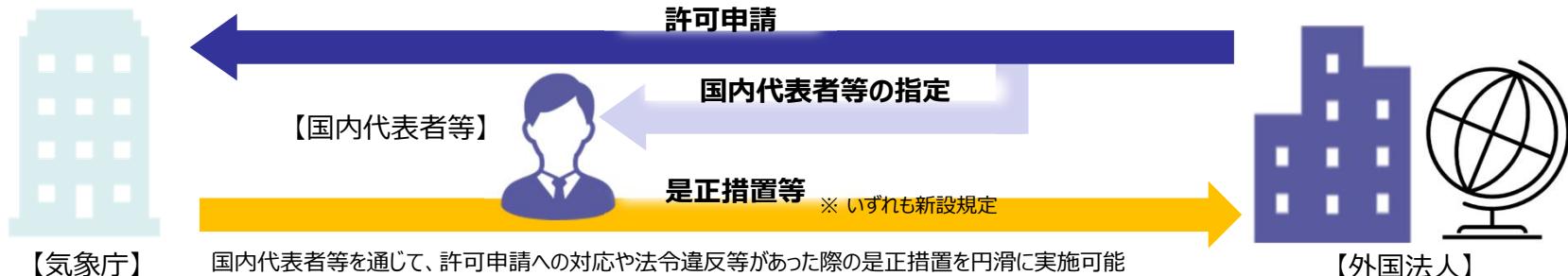
3. 外国法人等による予報業務に関する規制の強化 【気象業務法】

- 予報業務許可制度の適切な運営の観点から、以下の措置等を講ずる
 - 許可の申請に当たって、**国内代表者又は代理人（国内代表者等）の指定を義務付け**
 - **国内代表者等**（※3）の所在が不明である場合、**簡易な手続きにより許可を取り消す**ことができる

（※3）国内事業者の場合は許可を取得した者

- 気象業務法に違反して、許可を取得せずに予報業務を行う者等について、利用者がこうした不適切に行われる予報等を忌避できるよう、**氏名等を公表できること**（※4）とする

（※4）国内事業者も対象に含まれる



【目標・効果】 (KPI)

- ① **洪水の特別警報の認知度：80%（施行後5年）**
- ② **高潮の共同予報・警報を実施する指定海岸の数：10海岸（施行後5年）**

氾濫通報等と新しい防災気象情報について

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設**。
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表**。（例：レベル4 大雨危険警報 等）
- レベル5相当情報については、**氾濫特別警報を新たに運用するとともに、氾濫通報も活用して運用**。

水防法に基づく水位周知や氾濫通報を含めた新しい防災気象情報

警戒レベル 5相当	河川氾濫			大雨 ^{※4} 低地の浸水や 洪水予報河川以外 の外水氾濫	土砂災害 急傾斜地の かけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる 浸水	(警戒レベルごとに) 住民がとるべき行動
	洪水予報河川	水位周知河川	その他 河川・下水道				
	河川ごと			市町村ごと			
警戒レベル 5相当	レベル5 ^{※1, 2} 氾濫特別警報	レベル5 ^{※2} 氾濫発生情報	レベル5 ^{※2} 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに 安全確保！
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>							
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 ^{※3} 氾濫危険情報	—	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	—	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難の 準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報	—	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報						災害への心構えを高める

※ 1 レベル5 気象警報とレベル5 気象発生情報（高潮の場合はレベル5 高潮特別警報とレベル5 高潮気象発生情報）は一体的に発表される。

※ 2 レベル5 気象発生情報（高潮の場合はレベル5 高潮気象発生情報）については、河川管理者等による氾濫通報を用いて運用されるほか、特別警報の発表判断にも活用。氾濫通報を運用する対象については、緊急安全確保に特に留意が必要となる氾濫をもたらす河川・海岸・下水道を選定し、氾濫状況（家屋倒壊、深い浸水、地下街浸水）が想定される河川区間等とともに、事前に水防計画で定めておく。

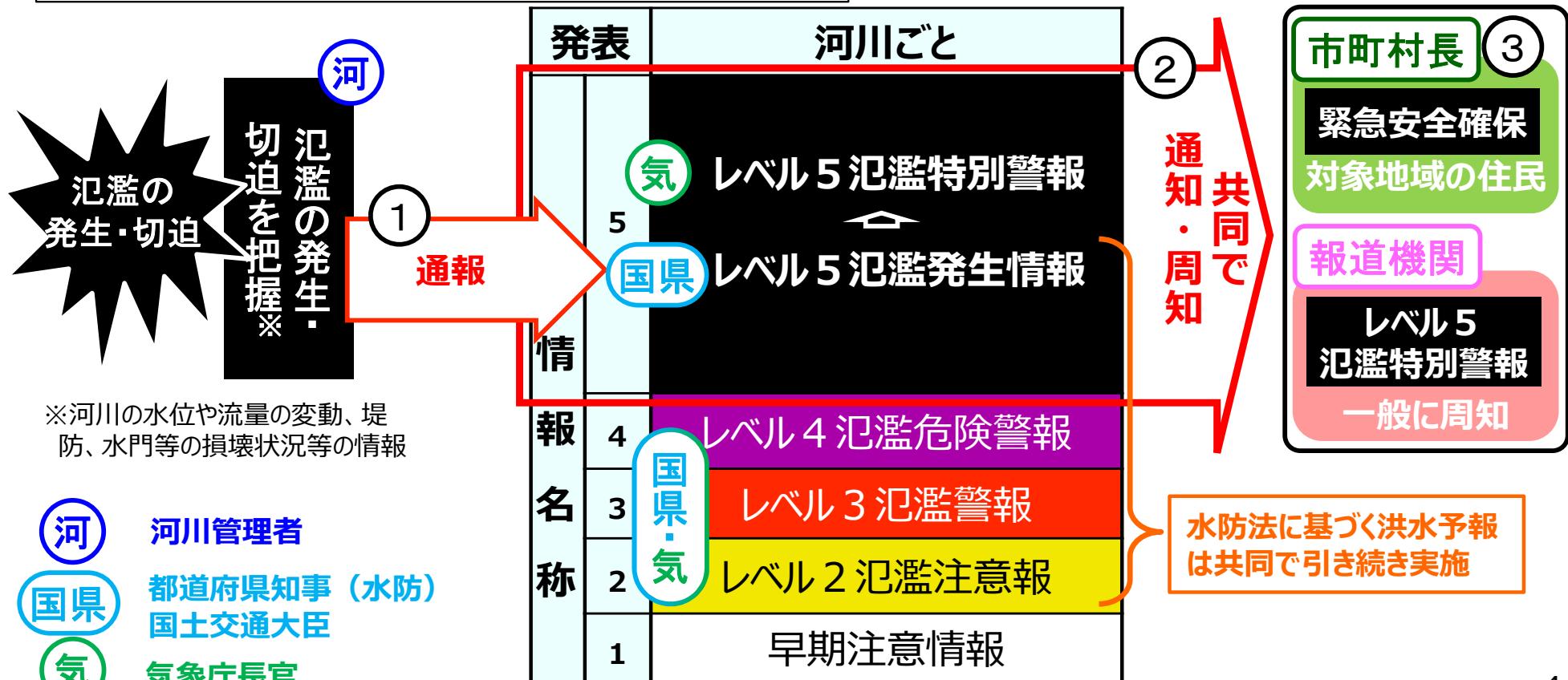
※ 3 水位周知河川において河川管理者から発表されている5段階の水位到達情報については今後も継続して運用される（レベル4 気象危険情報以外の運用は任意）。

※ 4 大雨に関する情報（市町村ごとに発表）では、大雨による低地の浸水に加えて洪水予報河川以外の外水氾濫についても扱う。

※ 5 高潮では、より精度の高い予測情報を国土交通省・気象庁・都道府県で共同で予報する制度を一部海岸で新たに運用。

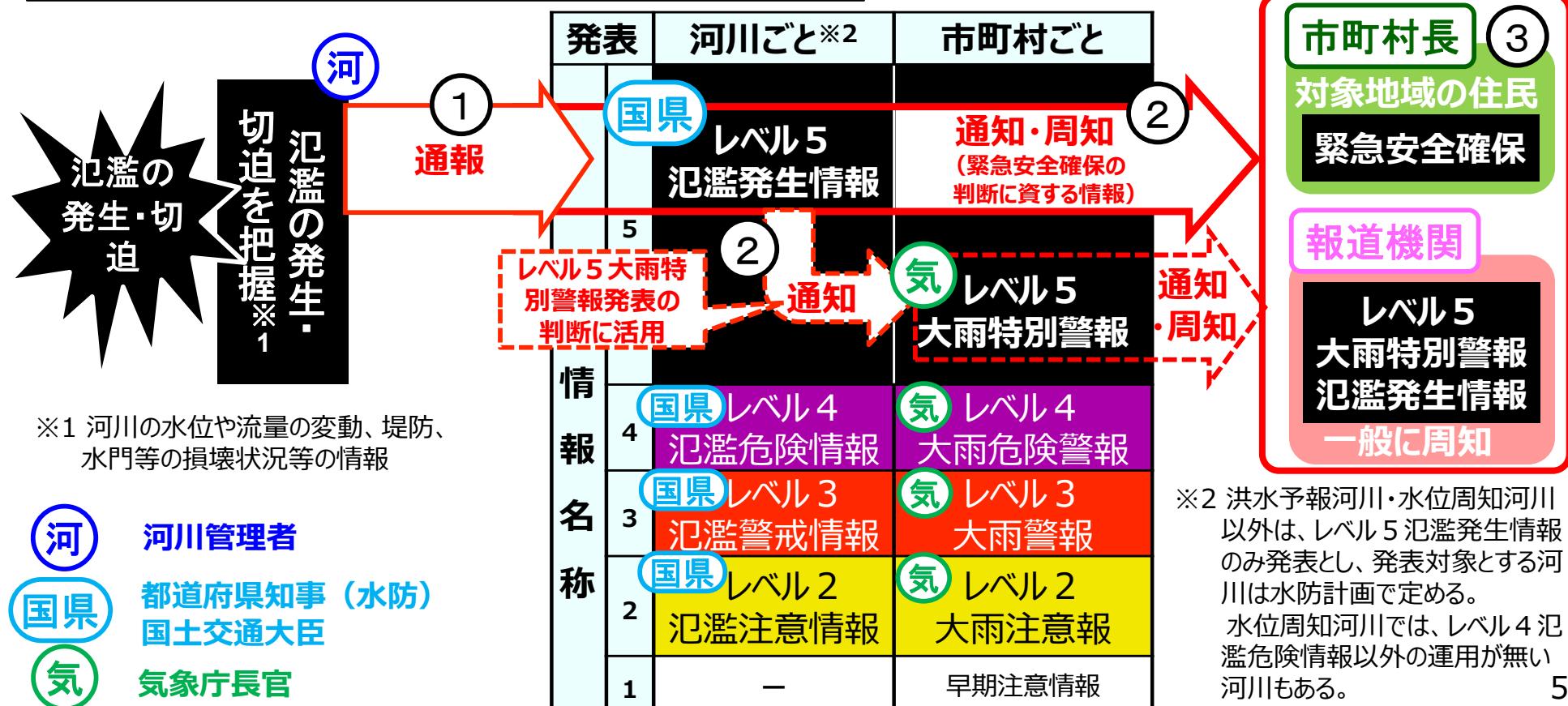
- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**
【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5氾濫発生情報を関係機関へ通知**するほか、気象庁長官の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（河川の水位や流量の変動、堤防、水門等の損壊状況等）**を提供**
【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項、気象業務法 新第13条の2 第6項、第7項、第8項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事、気象庁長官からの「レベル5氾濫特別警報（レベル5氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ [洪水予報河川]



- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者にプッシュ型で情報提供するため、河川管理者等は、氾濫による危険の切迫を認める場合に都道府県知事へ通報する制度を創設
【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②国土交通大臣又は都道府県知事は、河川管理者からの通報に基づき、レベル5氾濫発生情報を関係機関へ通知・周知（気象庁が発表するレベル5大雨特別警報の発表判断にも活用）
【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項】
- ③市町村長は、国土交通大臣又は都道府県知事からの「レベル5氾濫発生情報」の通知を踏まえ、対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ [水位周知河川等]



※これまで氾濫発生情報は、水位周知河川で任意の取り組みとして氾濫を確認した際に発表していたが、今後はその他河川も含め切迫段階でも発表

- ①高潮による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者にプッシュ型で情報提供するため、海岸管理者等は、氾濫による危険の切迫を認める場合に都道府県知事へ通報する制度を創設。
【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②国土交通大臣又は都道府県知事は、海岸管理者等からの通報に基づき、レベル5高潮氾濫発生情報を関係機関へ通知・周知するほか、気象庁の求めに応じ、高潮の特別警報の判断に必要な情報（指定海岸の水位の変動、堤防、水門等の損壊状況等）を提供。
【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項、気象業務法 新第13条の2第5項、第7項、第8項】
- ③市町村長は、国土交通大臣、気象庁長官、都道府県知事からの「レベル5高潮特別警報（レベル5高潮氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断。

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ[高潮予報海岸]

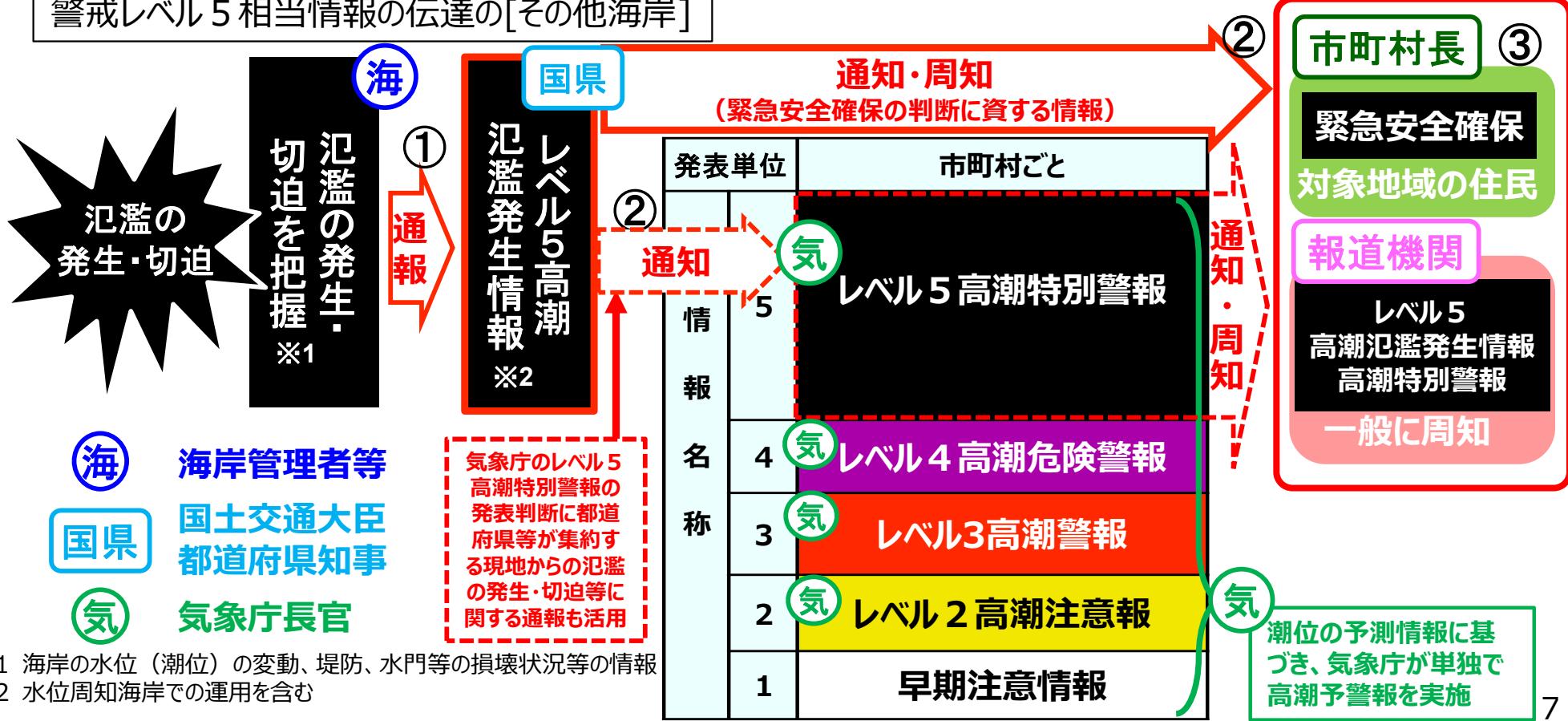


※これまでに都道府県が水位周知海岸として指定した海岸で、高潮特別警戒水位へ到達した場合に高潮氾濫発生情報を発表するほか、その他の海岸も含め任意の取り組みとして氾濫を確認した際に発表していたが、今後は切迫段階でも発表これまでの高潮特別警報は台風を要因とする発表指標で運用されていたが、今後は高潮による氾濫の発生又は切迫段階で発表

高潮に係る警戒レベル5相当情報の運用体制の強化(その他海岸)

- ①高潮による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**海岸管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**。
【水防法 新第24条の2 第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、海岸管理者等からの通報に基づき、**レベル5高潮氾濫発生情報**を**関係機関へ通知・周知**。（気象庁が発表するレベル5高潮特別警報の発表判断にも活用）
【水防法 第13条の4、新第24条の2 第2項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣、都道府県知事からの「レベル5高潮氾濫発生情報」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に**対して**緊急安全確保の発令を判断**。

警戒レベル5相当情報の伝達の[その他海岸]



※これまでには都道府県が水位周知海岸として指定した海岸で、高潮特別警戒水位へ到達した場合に高潮氾濫発生情報を発表するほか、他の海岸も含め任意の取り組みとして氾濫を確認した際に発表していたが、今後は切迫段階でも発表これまでの高潮特別警報は台風を要因とする発表指標で運用されていたが、今後は高潮による氾濫の発生又は切迫段階で発表

法律改正の背景①

災害対策基本法改正（令和3年）により緊急安全確保の措置が規定

→ **災害発生が切迫している状況について市町村が住民に周知し、
緊急安全確保等の適確な避難行動につなげていくことが非常に重要**

現行の水防法における災害発生が切迫している状況の周知に関する規定……

- ・水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者による決壊の通報（水防法第25条）
- ・水防計画に河川管理者等の協力（河川に関する情報の提供等）に関する事項の記載（水防法第7条）
- ・氾濫発生情報（確認情報）の提供（洪水予報河川・水位周知河川（一部で実施））

※広義では災害対策基本法第54条で、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は市町村長等への通報義務がある。

さらに

観測技術・観測設備の進展等により、河川管理者等が氾濫の発生の危険が切迫した状態にあることをプッシュ型で情報提供する素地が整ってきた



氾濫の発生による著しい危険が切迫し、命の危険から直ちに身の安全を確保することが必要な緊急的な状況下において、河川管理者等が管理等事務を行う過程で把握する情報も活かせるよう河川管理者等の通報規定を明文化することが必要

避難行動のイメージ

<洪水等・高潮の例>

浸水しない高い場所へ移動等

②屋内安全確保

(待避) (近隣マンション等への垂直避難) (自宅内での垂直避難)



※自宅で安全確保できると自ら判断する場合は屋内安全確保も選択可

①立退き避難

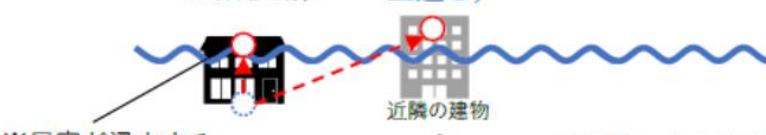


<洪水等・高潮の例>

少しでも高い場所へ移動等

③緊急安全確保

(緊急的な上階移動) (緊急的な立退き)



※居室が浸水するおそれがある

※近隣に身の安全を確保できかつ逃げ込める建物があるとは限らない

凡例

○ ○ 居住者等がその時点ではいる場所（危険な場所）

● ● 安全な場所

○ ○ 安全とは限らない、近隣に建物があるとは限らない

→ → 安全に移動が可能

→ → 安全に移動できないおそれ

- シンプルでわかりやすい防災気象情報の再構築に向け、防災気象情報全体の体系整理や個々の情報の見直し、受け手側の立場に立った情報への改善などを取りまとめ。

警戒レベル相当情報の体系整理

「防災気象情報に関する検討会」
最終とりまとめ (R6.6.18) 資料より抜粋

現状

洪水に関する情報					大雨浸水に関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川	洪水予報河川・水位周知河川以外の河川		
河川数	429河川	1,774河川	約20,000河川※1		—
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	気象台	気象台	気象台
発表単位	河川ごと	河川ごと	市町村ごと	市町村ごと	市町村ごと
対象とする現象	外水氾濫	外水氾濫	外水氾濫 湛水型の内水氾濫	外水氾濫 湛水型の内水氾濫	内水氾濫による浸水 (外水氾濫による浸水※2)
発表指標	【2～4相当】 水位(実測・予測) 【5相当】 実現象(確認)	【2～4相当】 水位(実測のみ) 【5相当】 実現象(確認)	流域雨量指数 表面雨量指数 (解析・予測)	流域雨量指数 表面雨量指数 (解析・予測)	表面雨量指数 (流域雨量指数※2) (解析・予測)
情報名称	氾濫発生情報	氾濫発生情報			【5相当】大雨特別警報 (浸水害)
	氾濫危険情報	氾濫危険情報			大雨警報(浸水害) 大雨注意報
	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報	洪水警報	洪水警報	
	氾濫注意情報	氾濫注意情報	洪水注意報	洪水注意報	警戒レベル相当情報としての位置付けなし

※1 洪水キックルで対象としている河川数（準用河川や普通河川も含まれる）

※2 大雨特別警報(浸水害)のみ外水氾濫も対象とする

改善（イメージ）

洪水に関する情報			大雨浸水に関する情報 (洪水予報河川・水位周知河川以外 (その他河川)の洪水に関する情報を含む)
分類	洪水予報河川	水位周知河川	
河川数	429河川	1,774河川	—
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台	関係機関が協力して発表	気象台
発表単位	河川ごと	河川ごと	市町村ごと
対象とする現象	外水氾濫	外水氾濫	内水氾濫による浸水 (湛水型の内水氾濫も含む) その他河川の外水氾濫
発表指標	【2～4相当】 水位(実測・予測) 【5相当】 実現象(確認)	【2～4相当】 水位(実測のみ) 【5相当】 実現象(確認)	表面雨量指数 流域雨量指数 (解析・予測)
情報名称	レベル5氾濫特別警報	レベル5氾濫特別警報	レベル5大雨特別警報
	レベル4氾濫危険警報	レベル4氾濫危険警報	レベル4大雨危険警報
	レベル3氾濫警報	レベル3氾濫警報	レベル3大雨警報
	レベル2氾濫注意報	レベル2氾濫注意報	レベル2大雨注意報

※3 住民等に対し今後の水位の見込みを伝える際に活用

警戒レベル相当情報に位置付けること等について、今後の課題として事務局にて関係機関の協力も得て検討

(1) 洪水等に係る情報提供体制の強化

① 洪水の特別警報の創設【気象業務法】

- ・気象庁は、「洪水による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」に、
洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、**洪水の特別警報を新たに実施**
- ・国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、**洪水の特別警報の
判断に必要な情報**（指定河川の水位の変動・施設の損壊状況等）**を提供**（※）
(※)高潮の特別警報についても同様

② 河川管理者等による氾濫に係る通報【水防法】

- ・**河川管理者等**は、浸水想定区域で**氾濫による著しい危険が切迫**していると認める
場合、**都道府県知事に通報**。当該都道府県知事は、相当の被害が発生すると認
める場合、**水防管理者、気象庁長官や住民に対して通知・周知**（※）
(※)国土交通大臣が通報する国管理河川等の場合は国土交通大臣が通知・周知

(2) 高潮の共同予報・警報の創設【気象業務法・水防法】

- ・予測技術の進展を踏まえ、国土交通大臣が指定した海岸（※）において、
**国土交通大臣・気象庁長官・都道府県知事が共同して、
波の打上げの要素を加味した高潮の予報・警報を新たに実施**

(※)高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸 10

- 洪水の特別警報(氾濫特別警報)が創設され、洪水予報河川の発表名称を「レベル●氾濫●●報」に変更。
- すべての河川等について、創設する氾濫等の通報をもとに市町村長は緊急安全確保を発令。このうち、洪水予報河川(高潮予報海岸)は、本通報をもって気象庁は「氾濫特別警報(高潮特別警報)」を発表。

これまで

分類	洪水予報河川	水位周知河川	その他河川
警戒レベル	5 気象情報	気象情報	特別警報の創設
	4 気象危険情報	気象危険情報	
	3 気象警戒情報	気象警戒情報	
	2 気象注意情報	気象注意情報	
	1 早期注意情報		

令和8年度～

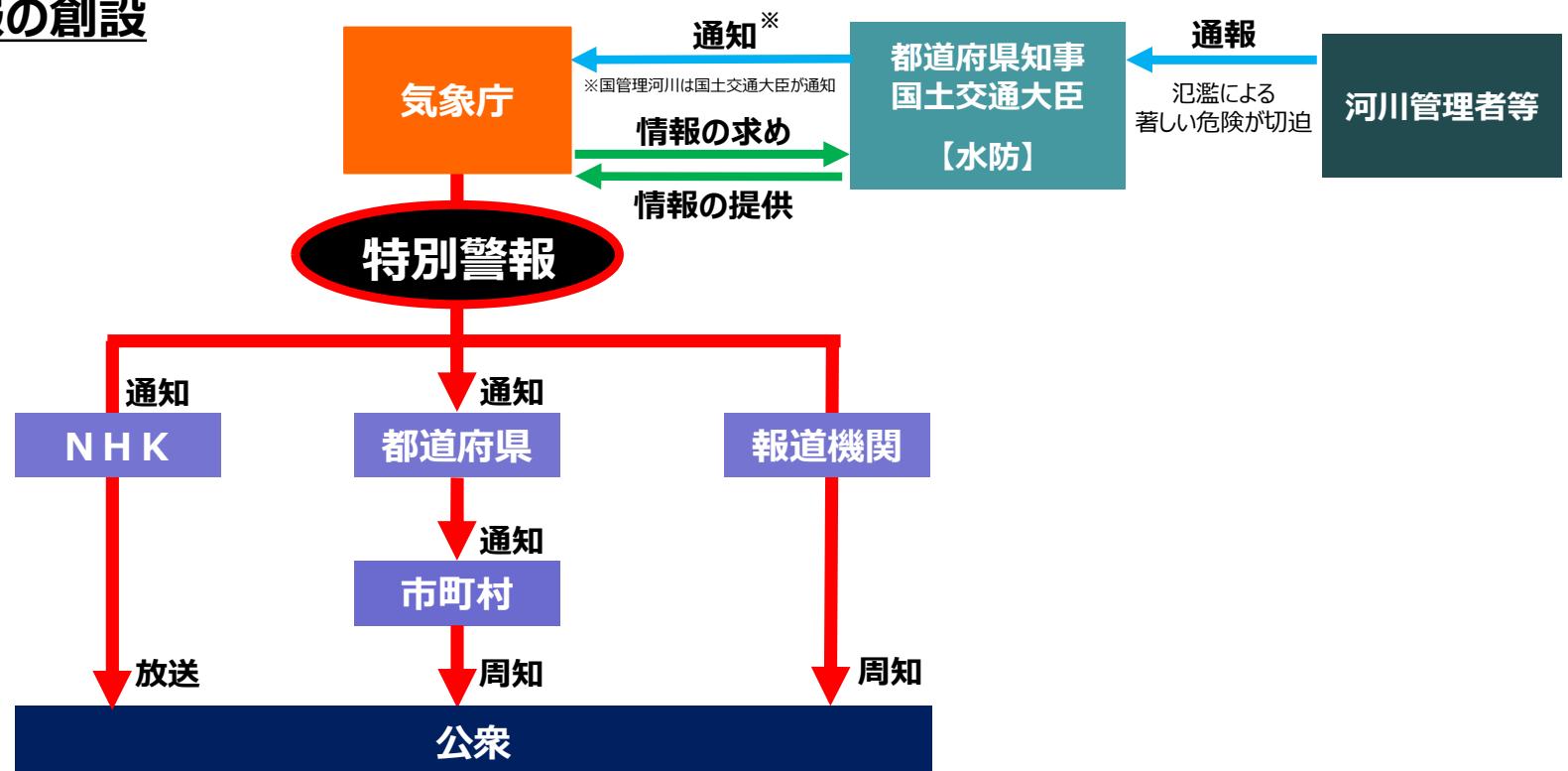
分類	洪水予報河川	水位周知河川	その他河川
警戒レベル	5 気象発生情報 レベル5 気象特別警報	気象発生情報	氾濫通報の創設 名称の変更
	4 気象危険情報 レベル4 気象危険警報	気象危険情報	
	3 気象警戒情報 レベル3 気象警報	気象警戒情報	
	2 気象注意情報 レベル2 気象注意報	気象注意情報	
	1 早期注意情報		

※防災気象情報の名称変更(河川)

法律改正事項

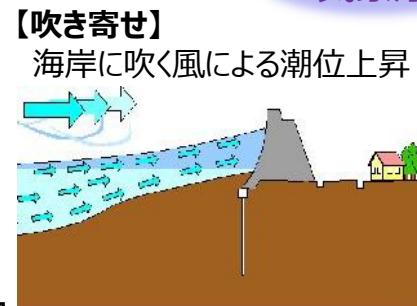
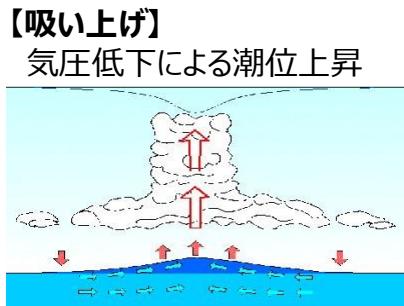
- 洪水の予測技術の開発・観測網の整備に伴い、「洪水による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」に、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、**洪水の特別警報を新たに実施**。
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（指定河川の水位の変動・施設の損壊状況等）**を提供**。
- 洪水による氾濫が迫っていることを気象庁や水防関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に**通報**。

■ 洪水の特別警報の創設 (フロー図)



- 現在の高潮の予報・警報は、気象庁が「吸い上げ」及び「吹き寄せ」の要素を基に実施しているが、海岸地形や施設を考慮した「波の打上げ高」を反映することで、より精緻な高潮予報が可能。
- 国土交通省において都道府県と協力し、波の打上げ高を予測・観測できるシステムを構築（令和8年から本格運用を予定）。
- 気象庁の潮位予測、国土交通省の波の打上げ高予測、都道府県の集約する地形情報等を結集し、国土交通大臣が指定する海岸について、三者で共同して予報・警報を実施。

■ 現在の高潮予報・警報



気象庁

■ 三者による共同予報・警報の創設

国土交通省

波の打上げ高の予測

気象庁

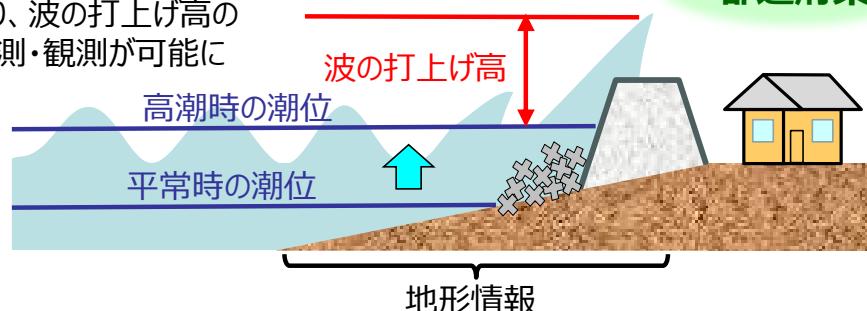
潮位・波浪予測

都道府県

水位の観測
施設・地形等の把握

■ 波の打上げ高を予報・警報に反映

- 波の打上げ高予測モデルや観測技術の開発により、波の打上げ高の予測・観測が可能に



国土交通省、都道府県と気象庁が有する技術・情報により、高精度な高潮予報を三者で共同発表

高潮による浸水被害からの的確な避難判断など、高潮警戒避難体制の充実・強化

水防法改正内容(緊急安全確保に関する条文)

《気象業務法》

(予報及び警報)

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれがある場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

- 5 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第二百九十三号）第十一條の三第一項の規定により指定された海岸について第一項の規定により高潮の警報をする場合において、水位の変動の状況、堤防、水門等の損壊の状況その他の当該海岸の状況に関する情報を必要とするときは、水防に関する事務を行う国土交通大臣又は関係都道府県知事に対し、当該情報の提供を求めることができる。
- 6 気象庁は、次の各号に掲げる河川について第一項の規定により洪水の警報をする場合において、水位又は流量の変動の状況、堤防、水門等の損壊の状況その他の当該河川の状況に関する情報を必要とするときは、当該各号に定める者に対し、当該情報の提供を求めることができる。
 - 二 水防法第十条第二項の規定により指定された河川 水防に関する事務を行う国土交通大臣
 - 二 水防法第十一條第一項の規定により指定された河川 関係都道府県知事
- 7 前二項の規定により情報の求めを受けた国土交通大臣又は都道府県知事は、当該求めに応じて、当該情報を提供しなければならない。
- 8 気象庁は、前項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たつて、特に専門的な知識を必要とする場合には、当該情報を提供した国土交通大臣又は都道府県知事の技術的助言を求めなければならない。

《水防法》

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣、第十一條第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項、前条若しくは第二十五条第二項の規定により通知をした都道府県知事、第十一條の三第一項の規定により通知をした国土交通大臣及び都道府県知事又は第二十四条の二第二項の規定により通知をした都道府県知事若しくは国土交通大臣は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

※下線部は改正箇所

水防法改正内容(緊急安全確保に関する条文)

《水防法》

(氾濫等の通報)

第二十四条の二 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域※1における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

※ 1 住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や海岸、浸水対策を目的として整備された全ての下水道が対象
(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた都道府県知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(立退き等の指示)

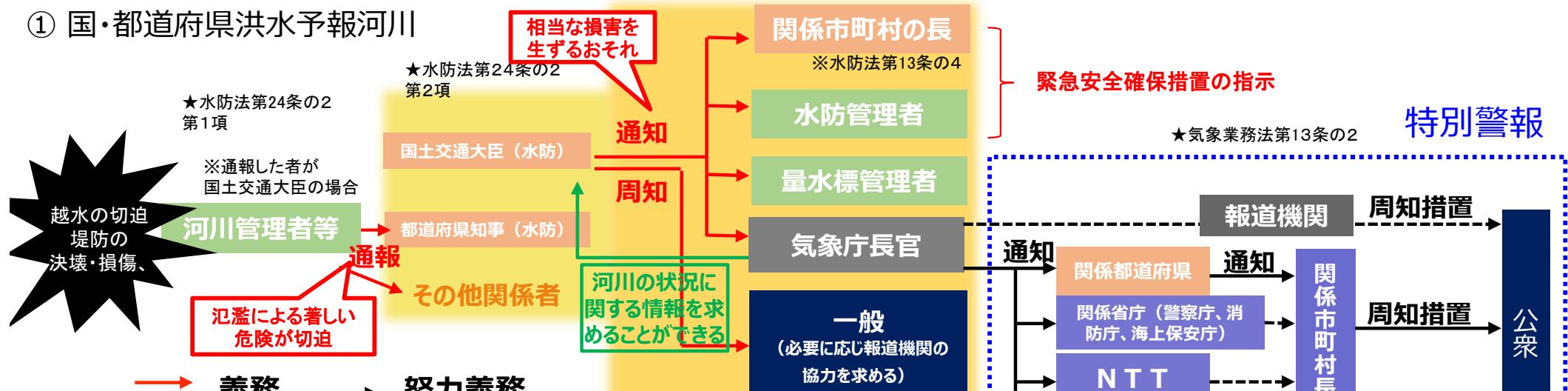
第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

※下線部は改正箇所

水防法改正内容(フロー図の詳細:水防法第24条の2)

洪水の特別警報については、当面は洪水予報河川で実施予定

① 国・都道府県洪水予報河川



② 国、都道府県水位周知河川

③ その他河川



氾濫通報制度(第24条の2第1項について)

制度趣旨

- 警戒レベル5相当となる氾濫による著しい危険の切迫している場合は、一刻も早く避難行動の変容を呼び掛ける必要がある。
- このため、
 - 泛濫による危険の切迫を都道府県知事等が一刻も早く把握できるようにする（多重化）観点から、
 - 施設障害や施設操作による影響も含めた氾濫による危険の切迫を把握（水防関係者では把握不可）できるようにする観点から、河川等の公物の状況を最も良く知る河川管理者等が、施設に係る情報や水位変動のリアルタイム情報等を踏まえ、氾濫による著しい危険が切迫している状況を前広に把握できること等に着目し、水防法において河川管理者等に対して特別に、氾濫等の通報義務を課すこととした。

(氾濫等の通報)

第二十四条の二 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者が、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

解釈

- 河川管理者等に通報義務が課される、「浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき」とは、
 - 「浸水想定区域※」で氾濫により住民等の生命に被害が及ぶ蓋然性が高まる状況において、
 - 公物管理事務の一環で把握出来る情報を活用して、当該状況に至ったことを把握したタイミング
- ※住宅等のある全ての一級・二級河川や海岸、浸水対策を目的として整備された全ての下水道が対象
- 「水防計画で定めるところにより」とは、通報を行う際の具体的な通報方法や通知先となる「その他関係者」を事前に水防計画に定めることで、それにより迅速かつ確実な通報を実現するためのものである。通報方法や通知先を記載にあたっての前提となる、対象河川等に応じた通報の具体的な基準などについても水防計画に定められることが想定される。

氾濫通報制度(第24条の2第2項について)

制度趣旨

- 水防事務を担う立場の都道府県知事（国管理河川においては国土交通大臣）は、河川管理者等からの通報内容に加えて、氾濫特性や地域特性を踏まえて、相当な損害が発生するおそれがあると認められるときは、警戒レベル5相当に対応する避難行動（緊急安全確保）の呼び掛けなどの的確な水防活動等に繋げるため、水防関係者に対して通知を行うこととした。

(氾濫等の通報)

第二十四条の二 (略)

2 前項の通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により**相当な損害を生ずるおそれがあると認められるとき**は、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

解釈

- 都道府県知事等（又は国土交通大臣）が通知を行うこととなる、「相当な損害を生ずるおそれがあると認められるとき」とは、
- 泛濫等により、**住民等の生命に強く被害が及ぶおそれがある状況**において、
 - 河川管理者等から**泛濫等の通報を受け、その旨を判断したタイミング**

氾濫通報制度(第24条の2第1項と2項との関係)

運用

河川管理者等が

【氾濫による著しい危険】

- 「浸水想定区域※」で氾濫により住民等の生命に被害が及ぶおそれ



【氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき】

- 第1項
- 気象により住民等の生命に被害が及ぶ蓋然性が高まる状況に至ったことが判断できたタイミング

河川管理者等が

- 水位が施設高さを超える現象（＝越水等）の発生（＝現認）／発生のおそれ（＝氾濫開始相当水位到達）を把握できたとき
- 施設操作により水位が施設高さを超える現象（＝越水等）の発生／発生のおそれを把握できたとき
- 施設機能の障害により施設能力が失われる（水門故障、決壊等）事象／事象のおそれを把握できたとき

水防協議会において運用方針を協議し、通報の対象となる氾濫のエリア等の認識を合致

都道府県知事又は国土交通大臣が

【相当な損害】

- 第2項
- 気象特性及び地域特性を踏まえて、氾濫により住民等の生命に強く被害が及ぶおそれ

例えば、

- 家屋の倒壊・流出に至り得る「家屋倒壊等氾濫想定区域」
 - 平屋住宅所在エリアに「深い浸水深」が所在する区域
 - 泛濫流が流入すると脱出が困難になる地下街が所在する区域
- などで氾濫の発生により住民等の生命・身体に影響が及ぶおそれ

氾濫通報制度(水防協議会)

水防協議会、水防計画

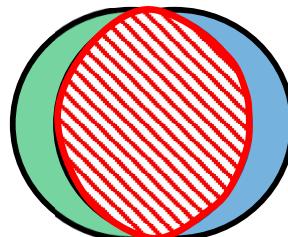
- 河川管理者等は水防法上、公物管理者の立場で参画する水防協議会（水防計画策定）等において、氾濫等通報制度の運用等に係る協議を行うことが想定されている。
 - また、
 - ・ 河川管理者等のノウハウと水防事務担当のノウハウを有機的に活かす観点から、さらには、
 - ・ 警戒レベル 5 相当の危険が迫る緊急時には迅速な判断が求められる観点から、
- 平時より水防協議会において、氾濫等通報の運用方針まで踏み込んで協議を行い、地域における水防計画に位置づけることが望ましい。
- 気象等通報制度の運用方針まで踏み込んで協議を行い、通報・通知対象について協議が調べば、
 - ・ 「氾濫による著しい危険」をもたらす氾濫と、
 - ・ 「相当な損害」をもたらす氾濫

の浸水域が重なるエリア等に影響を及ぼす氾濫が通報の対象となる

※§24の2①に基づく通報を受けた際には、§24の2②に基づき通知を行うことが基本となる。
 - さらに、対象となる氾濫について、河川管理者等が公物管理事務の一環で把握可能な氾濫の切迫・発生情報の種類と箇所を水防計画に定めることとなる。

水防計画に定める氾濫の切迫・発生情報の種類と箇所 (当該箇所で河川管理者等が把握可能な切迫情報)

都道府県知事等が
「相当な損害を生ずるおそれがある」と認める氾濫



河川管理者等が
「氾濫による著しい危険」と認める氾濫

○避難指示、緊急安全確保を行うのは市町村長の責任

«災害対策基本法»

○「避難指示」の規定

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

○「緊急安全確保」の規定

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

※令和3年の災対法改正前は屋内での行動に限られていたが、遠方の指定緊急避難場所への通常の立退き避難は控えるべきであっても、極めて差し迫った（事態に照らし緊急を要する）条件下において、近傍の堅固な建物への退避等の緊急的に立退く行動についてはまだ指示できうるものと考えられるため、令和3年の災対法改正で、緊急的な行動についても指示することができる規定となった。



市町村は防災気象情報の他、堤防等の施設に関する情報なども参考に総合的に避難指示等の発令を判断

○防災気象情報

主体的に避難行動を判断するための参考となる「状況情報」

- 注意報、警報、特別警報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報等、様々な防災気象情報を段階的に発表し、大雨や暴風等とそれにより引き起こされる災害への警戒を国や都道府県等が呼びかける情報。**防災気象情報には、市町村の避難情報の発令判断を支援する役割と、住民が主体的に避難行動をとるための参考となる「状況情報」の役割がある。**防災気象情報（洪水等、土砂災害、高潮）のうち、居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と**5段階の警戒レベル**と関連付けたものが警戒レベル相当情報。

緊急安全確保の発令基準の設定例

※避難情報に関するガイドライン 内閣府（防災担当）

○洪水予報河川

（災害が切迫）

- 1 : A川のB水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達した場合
- 2 : 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合
- 3 : 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれがある場合
- 4 : 橋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）

（災害発生を確認）

- 5 : 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）

○高潮

（災害が切迫）

- 1 : 水門、陸閘等の異常が確認された場合
- 2 : 潮位が「危険潮位※」を超えて、浸水が発生すると推測される場合
- 3 : 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合

※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位

（災害発生を確認）

- 4 : 海岸堤防等が倒壊した場合
- 5 : 異常な越波・越流が発生した場合
- 6 : 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合